

# **グリーン共同発行市場公募地方債 フレームワーク**

**令和5年8月**

**グリーン共同発行団体**

## 目次

1.はじめに.....	1
(1)本フレームワーク策定の背景.....	1
(2)本フレームワーク策定の目的.....	2
(3)本フレームワークについて.....	3
2.調達資金の使途 .....	4
3.プロジェクトの評価と選定のプロセス .....	5
4.調達資金の管理 .....	6
5.レポートティング .....	8

## 1. はじめに

### (1) 本フレームワーク策定の背景

気候変動問題は世界的に大きな影響を及ぼしており、日本においても、平均気温の上昇や大雨・台風等の異常気象、そしてそれに伴う災害の激甚化・頻発化が進み、農作物や生態系への影響が広がっています。

地球規模の課題である気候変動問題に関しては、1992年に気候変動に関する国際連合枠組条約が締結されて以降、その締約国会議（COP）において議論が重ねられ、2015年に開催されたCOP21において、全ての締約国が参加する2020年以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、世界の平均気温の上昇を工業化以前比で $2^{\circ}\text{C}$ より十分低く保つとともに、上昇幅を $1.5^{\circ}\text{C}$ に抑える努力を継続することなどを目的とし、その目的の達成のため、人為的な温室効果ガスの排出量と吸収源による除去量との均衡を達成することなどを規定しています。

日本においては、「パリ協定」への対応として、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現及び2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指し、50%の高みに向かって挑戦を続けていくこととしています。

2030年度、そして2050年の目標の実現には、地方公共団体が積極的な役割を果たすことが重要であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）において、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するなどの責務が規定されているとともに、全ての地方公共団体がその事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための措置に関する計画（「地方公共団体実行計画」）を策定することとされています。

さらに、地方公共団体に求められているのは、気候変動の「緩和」を目的とした、地域の脱炭素化に向けた取組の実行のみではありません。気候変動適応法（平成30年法律第50号）において、気候変動への「適応」に関する施策を推進するなどの責務が規定されているとともに、全ての地方公共団体が自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画（「地域気候変動適応計画」）を策定するよう努めることとされており、気候変動の影響により今後発生しうる風水害や土砂災害などに対し、気候変動への適応策として、河川の浚渫や治水施

設、砂防堰堤等の整備など防災・減災に向けた取組を進め、住民の生命・財産を守ることが必要となっているほか、生物多様性の保全、大気や海洋汚染の防止、プラスチックごみへの対処をはじめとした資源循環等にも取り組む必要があります。

このような中、地方公共団体は、資金使途を気候変動など環境問題への対応に資する適格なプロジェクトに限定した債券であるグリーンボンドの発行を通じて、当該プロジェクトの財源を確保することができることに加え、気候変動など環境問題に対し自ら率先して積極的に取り組む姿勢を示すことが可能となります。

## (2)本フレームワーク策定の目的

本フレームワークは、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の 7<sup>1</sup>に規定する地方債証券の共同発行の枠組により、複数の地方公共団体が発行するグリーンボンドとしての地方債（以下、「グリーン共同債」という。）が、（3）に記載する「グリーンボンド原則」及び「グリーンボンドガイドライン」に定める四つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートィング）に適合していることを示すことを目的として策定するものです。

グリーンボンドを共同発行することにより、複数の地方公共団体が対象事業を持ち寄り十分な発行額を確保できるため、個別にロットを確保できない団体においてもグリーンボンドの発行が可能となります。

グリーンボンドの発行に当たっては、各発行体が、調達した資金を充当する個別具体的な事業についてもフレームワークに定め、外部評価を得ることが多いですが、グリーン共同債の発行に当たっては、個別具体的な事業はフレームワークには定めず、使途とする事業類型等を定めた共通の一つのフレームワークを策定し、個別具体的な事業については、別途外部評価を得るものとします。なお、共通

---

<sup>1</sup> 地方財政法  
(地方債証券の共同発行)

第 5 条の 7 証券を発行する方法によって地方債を起こす場合においては、二以上の地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる。この場合においては、これらの地方公共団体は、連帯して当該地方債の償還及び利息の支払の責めに任ずるものとする。

のフレームワークとすることでフレームワーク策定等に係る事務負担等の軽減を図ることができます。

発行に当たりフレームワークの策定、個別事業の適合性評価等について、総務省自治財政局地方債課（以下、「総務省」という。）及び一般財団法人地方債協会（以下、「地方債協会」という。）と連携を図りながら実施していきます。

#### 【共同発行市場公募地方債について】

地方債市場においては、平成15年4月より地方財政法第5条の7に基づいて、地方公共団体が共同して機関投資家向けの市場公募地方債（以下、「共同発行市場公募地方債」という。）を発行しています。令和5年度からは新たに、SDGs債（ESG債）の一つであるグリーンボンドを地方公共団体が共同して発行します。

共同発行市場公募地方債は、共同で発行する各団体が、発行総額から自団体の調達額を控除した額及びこれに対する利子相当額について債務負担行為を設定しており、連帯債務による強固な信用力に基づいて発行されています。

本フレームワークに基づき発行するグリーン共同債も、通常の共同発行市場公募地方債と同様に、共同で発行する団体が連帯債務を負う方式により発行することとしています。

### （3）本フレームワークについて

本フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）策定の「グリーンボンド原則2021」及び環境省策定の「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」との適合性に関するセカンド・パーティ・オピニオンを、株式会社格付投資情報センター（R&I）及び株式会社日本格付研究所（JCR）より取得しています。

なお、本フレームワークに基づき発行するグリーンボンドの正式名称は「グリーン共同発行市場公募地方債」、一般名称は「グリーン共同債」とします。

## **2. 調達資金の用途**

グリーン共同債の発行により調達した資金は、別紙記載の「グリーン関連事業」に該当する対象プロジェクトに充当する予定です。

### **3. プロジェクトの評価と選定のプロセス**

グリーン共同債の発行により調達した資金を充当する個別具体的なプロジェクトについては、以下の手順に従って選定され、「グリーンボンド原則 2021」及び「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」への適合性に関する外部評価を実施することとしています。

1. 対象プロジェクトや、想定されるネガティブな影響への対策（別紙）等の一覧を、総務省からグリーン共同債を発行する団体（以下、「グリーン共同発行団体」という。）に提示。
2. 各グリーン共同発行団体の財政担当部局及びプロジェクト関係部局（環境、土木担当部局等）が連携して候補となるプロジェクトを選定し、当該プロジェクトが対象プロジェクトとしての適合性を有することを示す資料と併せて、総務省及び地方債協会に提出。
3. 総務省及び地方債協会において、候補となるプロジェクトが環境改善効果をもたらす見込みであることを、2. での提出資料や必要に応じて実施する各グリーン共同発行団体へのヒアリングを通じて確認。
4. 3. の確認作業完了後、各グリーン共同発行団体で最終選定した候補となるプロジェクト一覧及びその関連資料を総務省から、グリーン共同発行団体間で選定した外部評価機関に対し送付し、候補となるプロジェクトが適切に環境改善効果をもたらす見込みであることについて、グリーン共同債の各発行回号での対象プロジェクトに対する評価を取得。

なお、2～4のプロジェクトの選定・評価に当たっては、プロジェクトの実施により発生することが想定される、環境・社会へのネガティブな影響への対応策（別紙記載の「想定されるネガティブな影響と対策」）が各グリーン共同発行団体において講じられる予定であることについても総務省及び地方債協会で確認します。

## 4. 調達資金の管理

グリーン共同債により調達した資金は、各グリーン共同発行団体が自団体分の調達資金について下記の方法により管理することとしています。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 208 条<sup>2</sup>の規定に基づき、地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要があります。そのため、グリーン共同債の発行により調達した資金は、速やかに受託銀行を通じて、各回における各グリーン共同発行団体が指定する口座に送金され、原則として、調達した年度内に対象プロジェクトに充当されます。なお、進捗状況により、年度内に対象プロジェクトが終わらない場合、地方自治法第 213 条<sup>3</sup>の規定に基づいて翌年度に繰り越された対象プロジェクトに、調達した資金が充当されます。

調達資金の充当が決定されるまでの間、各グリーン共同発行団体の調達資金は、指定口座において現金又は安全性の高い金融資産で管理されます。

グリーン共同債により調達した資金については、各グリーン共同発行団体における財政担当部局が、対象プロジェクト関係部局と連携しながら充当状況の把握を行うこととしています。具体的には、各グリーン共同発行団体において事業毎に事業費や起債充当額等を記録した管理表により、グリーン共同債による調達額が対象プロジェクトへの地方債充当額を超過しないよう管理します。

会計年度の終了時には、各グリーン共同発行団体において、対象プロジェクトを含む全ての歳入・歳出について、執行結果と決算関係書類が作成され、監査委

---

<sup>2</sup> 地方自治法

（会計年度及びその独立の原則）

第 208 条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならぬ。

<sup>3</sup> 地方自治法

（繰越明許費）

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

員による監査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して議会に提出され、認定されることになります。

## 5. レポート

各年度において発行されたグリーン共同債については、発行の翌年度以降、調達資金が全額充当されるまで、①資金充当状況レポート、②インパクト・レポートを、地方債協会やグリーン共同発行団体のHP等にて年次で開示します<sup>4</sup>。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に対象プロジェクトに関する計画に大きな変化が生じた場合には、適時にHP等により開示する予定です。

### ① 資金充当状況レポート

調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- ・ 調達金額（調達総額及び各グリーン共同発行団体の調達金額）
- ・ 対象プロジェクトへの充当金額

### ② インパクト・レポート

対象プロジェクトの環境改善効果に関する、別紙記載の「環境改善効果に関するレポート項目」について、実務上可能な範囲において開示する予定です。

---

<sup>4</sup> グリーン共同発行団体によっては、グリーン共同債全体としてのレポートに追加して、自団体分の調達資金の充当状況や対象プロジェクトの環境改善効果等に関するレポートを個別に公表する場合があります。

**別紙**

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	想定されるガバナンス影響に対策	環境改善効果に関するレポートイング項目
大分類 1. 再生可能エネルギーに関する事業	①再生可能エネルギー関連施設・設備整備事業				
小分類					
1	太陽光発電施設・設備の整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	A: 固体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画等の言語において、事業の実施が位置づけられていること(又は、言語に記載された事業が位置づけられない場合でも、当該事業を含む統計における実績を推進する旨の全体的な記述があること) B: 小水力発電に則連する法令を遵守すること	a: 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b: 景観への悪影響等について、地図住民等への十分な説明がなされていること c: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期) ・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期) ・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期) ・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期)
2	小水力発電施設・設備の整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	A: 固体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画等の言語において、事業の実施が位置づけられていること(又は、言語に記載された事業が位置づけられない場合でも、当該事業を含む統計における実績を推進する旨の全体的な記述があること) B: 小水力発電に則連する法令を遵守すること	a: 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b: 水利権の調整ができること c: 工事に伴う渦流汚染、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動につけて、必要な設備認定・許認可の取得、地域住民への十分な説明がなされていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期) ・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期) ・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期) ・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期)
3	老朽化した水力発電所の設備の整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	A: 固体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画等の言語において、事業の実施が位置づけられていること(又は、言語に記載された事業が位置づけられない場合でも、当該事業を含む統計における実績を推進する旨の全体的な記述があること) B: 小水力発電に則連する法令を遵守すること	a: 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b: 土壌汚染、水質汚濁、大気汚染、騒音・振動につけて、必要な設備認定・許認可の取得、地域住民への十分な説明がなされていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期) ・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期) ・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期)
4	陸上風力発電施設・設備の整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	A: 固体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画等の言語において、事業の実施が位置づけられていること(又は、言語に記載された事業が位置づけられない場合でも、当該事業を含む統計における実績を推進する旨の全体的な記述があること) B: 風力発電に則連する法令を遵守すること	a: 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b: 景観や生態系への悪影響等について、地図住民等への十分な説明がなされていること c: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期) ・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期) ・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運用開始時期)

## 別紙

No.	クリーン関連事業	環境面での便益	関連するSDGs	想定されるガバナンス影響に対策	環境改善効果に関する レポート一覧項目
5	洋上風力発電施設・設備の整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」等の言面においては、事業の実施が位置づけられて いること(又は、言面に具体的な事業が位置づけられない場合でも、当該事 業を含む)と、官公署における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 洋上風力発電に関する諸法令を遵守し、基幹系統への接続確保等の 許認可を確実にするなど、法令上求められる手続を遵守すること C: 住み継がれるまちづくりを D: 気候変動に具体的な対策を	a: 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわ せて適切な環境保全措置が実施されていること b: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の適用範囲への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること c: 対象地域に温風がある場合、温風街の利害関係者に対する 説明がなされていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運 用開始時期) ・発電(見込み)量(kWh) ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)
6	地熱発電のための施設整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」等の言面において、事業の実施が位置づけられて いること(又は、言面に具体的な事業が位置づけられない場合でも、当該事 業を含む)と、官公署における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: LCAを算出した際に、調達時のCO <sub>2</sub> 排出量が発電によるCO <sub>2</sub> 排出削減量 を上回らないこと C: 住み継がれるまちづくりを D: 気候変動に具体的な対策を	a: 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわ せて適切な環境保全措置が実施されていること b: 工事に伴う騒音、振動、水質汚染、大気汚染、騒音・振動につ いて、必要な設備認定、許認可の取得、地元住民への十分な説 明がなされていること c: 燃料について、未利用材であること (輸入材の場合は、森林認証を取扱うものであること) d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運 用開始時期) ・発電(見込み)量(kWh) ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)
7	木質バイオマス発電施設・設備の整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」等の言面において、事業の実施が位置づけられて いること(又は、言面に具体的な事業が位置づけられない場合でも、当該事 業を含む)と、官公署における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: LCAを算出した際に、調達時のCO <sub>2</sub> 排出量によるCO <sub>2</sub> 排出削減量 を上回らないこと C: 住み継がれるまちづくりを D: 気候変動に具体的な対策を	a: 環境影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわ せて適切な環境保全措置が実施されていること b: 工事に伴う騒音、振動、水質汚染、大気汚染、騒音・振動につ いて、必要な設備認定、許認可の取得、地元住民への十分な説 明がなされていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入施設の名称、箇所数、運 用開始時期) ・発電(見込み)量(kWh) ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)
8	下水汚泥・屎バイオマス発電施設・設備の整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」等の言面において、事業の実施が位置づけられて いること(又は、言面に具体的な事業が位置づけられない場合でも、当該事 業を含む)と、官公署における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業の実施により、汚泥堆却量が減少し、CO <sub>2</sub> 排出量が低減すること C: (固形燃料化の場合)、生成された燃料の使用によりCO <sub>2</sub> 排出量が低減す ること D: 安全な水トイレを世界中に E: エネルギーをみんなに、そして F: 住み継がれるまちづくりを G: 気候変動に具体的な対策を	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、地元住民への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 不賃貸もしくは賃貸の有床施設に対する対 応がなされていること c: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・年間汚泥堆却量(kg) ・年間バイオガスの生成量(kg) ・バイオガスによる発電(見込み)量(kWh) ・年間固形燃料化量(kg) ・生成燃料の使用によるCO <sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)
9	(バイオガスの生成・下水汚泥の固形燃料化) 汚泥有効利用施設整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」等の言面において、事業の実施が位置づけられて いること(又は、言面に具体的な事業が位置づけられない場合でも、当該事 業を含む)と、官公署における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業の実施により、汚泥堆却量が減少し、CO <sub>2</sub> 排出量が低減す ること C: (固形燃料化の場合)、生成された燃料の使用によりCO <sub>2</sub> 排出量が低減す ること D: 安全な水トイレを世界中に E: エネルギーをみんなに、そして F: 住み継がれるまちづくりを G: 気候変動に具体的な対策を	・整備実績 ・年間汚泥堆却量(kg) ・年間バイオガスの生成量(kg) ・バイオガスによる発電(見込み)量(kWh) ・年間固形燃料化量(kg) ・生成燃料の使用によるCO <sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	

## 別紙

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるガバナンス影響に対策	環境改善効果に関するレポート・イング項目
<b>大分類 2. 省エネルギーに関する事業</b>						
1 小分類 ①公共施設等のZEB化	公共施設等のZEB化	エネルギー消費量の削減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減	7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 13.気候変動に具体的な対策を	A: 団体における「環境基本計画」や「地球温暖化対策推進計画」に相当する計画等において、事業が位置づけられていること(又は計画的具体な実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む方が記述があること) B: ZEB, Nearly ZEB, ZEB Ready, ZEB Orientedのいずれかの認証を得ること C: 見込まれる事業であること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音が規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(含む整備施設名) ・認証の取得状況・取得種類 ・一次エネルギー消費量削減量(GJ/yr)又は率(%)
2 小分類 ②公会議室等への省エネ性能の高い機器等導入事業	公会議室のZEH化	エネルギー消費量の削減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減	7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 13.気候変動に具体的な対策	A: 団体における「環境基本計画」や「地球温暖化対策推進計画」に相当する計画等において、事業が位置づけられていること(又は計画的具体な実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む方が記述があること) B: ZEH, Nearly ZEH, ZEH Ready, ZEH-M Ready, ZEH-M Orientedのいずれかの認証を得ること C: 見込まれる事業であること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音が規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(含む整備施設名) ・認証の取得状況・取得種類 ・一次エネルギー消費量削減量(GJ/yr)又は率(%)
1 小分類 ③公共交通機関のLED化	公共交通機関のLED化	エネルギー消費量の削減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減	7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任 13.気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく豊橋分野の総合的な計画や、温対法に基づく地方公共団体実行計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む方が記述があること B: 公共施設等における車両を分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること	a: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと(特にプロンの座乗) b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入箇所数) ・消費電力削減量(kWh)又は率(%) ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)
2 小分類 ④公共交通機関の空調設備の整備 (エネルギー高効率空調設備の導入)	公共交通機関の空調設備の整備 (エネルギー高効率空調設備の導入)	エネルギー消費量の削減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減	7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任 13.気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく豊橋分野の総合的な計画や、温対法に基づく地方公共団体実行計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む方が記述があること B: 空調設備の更新により、30%以上のエネルギー効率の改善が見込まれること	a: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと(特にプロンの座乗) b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入箇所数) ・消費電力削減量(kWh)又は率(%) ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)
3 小分類 ⑤公共交通機関の昇降機の整備 (エネルギー高効率昇降機の導入)	公共交通機関の昇降機の整備 (エネルギー高効率昇降機の導入)	エネルギー消費量の削減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減	7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任 13.気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく豊橋分野の総合的な計画や、温対法に基づく地方公共団体実行計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む方が記述があること B: 昇降機の更新により、30%以上のエネルギー効率の改善が見込まれること	a: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと(特にプロンの座乗) b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入箇所数) ・消費電力削減量(kWh)又は率(%) ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)
4 その他公共交通機関等の省エネ化	その他公共交通機関等の省エネ化	エネルギー消費量の削減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減	7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任 13.気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく豊橋分野の総合的な計画や、温対法に基づく地方公共団体実行計画等の計画において、事業の実施が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む方が記述があること B: 改修により、30%以上のエネルギー効率の改善が見込まれること	a: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと(特にプロンの座乗) b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(導入箇所数) ・消費電力削減量(kWh)又は率(%) ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)

別紙		環境改善効果に関する レポート一覧			
No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるカタログによる影響対策
小分類 (3)未利用エネルギーの利用に係る事業					環境改善効果に関する レポート一覧
1 未利用熱エネルギー(地中熱、下水熱等)を活用する施設の整備	エネルギー消費量の削減	7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任 13.気候変動に具体的な対策を	8.エネルギー消費量の削減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減 汚泥サイクル率の向上等	h: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、規制法に述べて「地元の企業とこの事業が位置づけられていない場合でも、当該事業を含む分野における取組があること」 i: 事業の実施により、直接的に(電力消費量等の減少)又は間接的に(電力消費量等の削減)ガス排出量が低減すること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の適用こと b: 水質汚濁やアスベスト等の有害な物質の飛散に対する対策がとられていること c: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d: 受注者における安全施工措置等を規定していること
大分類 ③汚染の防止と管理に関する事業					環境改善効果に関する レポート一覧
小分類 (①)下水処理施設の整備事業					環境改善効果に関する レポート一覧
1 ※農業集落・排水施設等の整備を含む	水質の改善 エネルギー消費量の削減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減 汚泥サイクル率の向上等	6.安全な水とトイレを世界中に 7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任	6.安全な水とトイレを世界中に 7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、下水道事業に関する総合的な計画、下水道基本法に基づく流域別下水道整備会計画面等の計画において、事業の実施が位置づけられていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられない場合は、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全般的な記述があること) B: 陽極法等を遵守しており、事業により環境改善効果が見込まれること。 ※環境改善効果の例: BOD年平均値やん含有量等の数値の改善、電気使用量やCO <sub>2</sub> 排出量の削減、汚泥サイクル率の向上等	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の適用こと b: 水質汚濁やアスベスト等の有害な物質の飛散に対する対策がとられていること c: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d: 受注者における安全施工措置等を規定していること
2 合流式下水道の改善	水質の改善	6.安全な水とトイレを世界中に 7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任	6.安全な水とトイレを世界中に 7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、下水道事業に関する総合的な計画、下水道基本法に基づく流域別下水道整備会計画面等の計画において、事業の実施が位置づけられていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられない場合は、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全般的な記述があること) B: 陽極法等を遵守しており、事業により環境改善効果が見込まれること。 ※環境改善効果の例: BOD年平均値やん含有量等の数値の改善、電気使用量やCO <sub>2</sub> 排出量の削減、汚泥サイクル率の向上等	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の適用こと b: 水質汚濁やアスベスト等の有害な物質の飛散に対する対策がとられていること c: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d: 受注者における安全施工措置等を規定していること
3 し尿処理施設の整備	水質の改善 エネルギー消費量の削減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減 汚泥サイクル率の向上等	6.安全な水とトイレを世界中に 7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任	6.安全な水とトイレを世界中に 7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 12.つくる責任、つかう責任	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、下水道事業に関する総合的な計画、下水道基本法に基づく流域別下水道整備会計画面等の計画において、事業の実施が位置づけられていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられない場合は、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全般的な記述があること) B: 陽極法等を遵守しており、事業により環境改善効果が見込まれること。 ※環境改善効果の例: BOD年平均値やん含有量等の数値の改善、電気使用量やCO <sub>2</sub> 排出量の削減、汚泥サイクル率の向上等	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の適用こと b: 水質汚濁やアスベスト等の有害な物質の飛散に対する対策がとられていること c: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと d: 受注者における安全施工措置等を規定していること

別紙		No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるガバナンス影響に対策	環境改善効果に関する レポート・イング項目
小分類	(2)二み処理関係施設の整備事業	1	エネルギーー回収型産業物処理施設、 高効率二み発電施設等による 一般産業と技術革新の基盤をつくる (エネルギーー回収二みにするもの)	A. 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、産業物処理法等の こと(又は、計画に具体的な記述があること) B. LCAを計算した際に、開発時のCO <sub>2</sub> 排出量が発電によるCO <sub>2</sub> 排出量を 上回らること C. 施設の消費電力総計を発電量が上回っていること(推定)	a: ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減 されていること(可能であれば、回収の上で資源化されること) b: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること c: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策 がとられていること d: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと e: 受注者における安全施工措置等を規定していること	a: ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減 されていること(可能であれば、回収の上で資源化されること) b: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること c: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策 がとられていること d: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと e: 受注者における安全施工措置等を規定していること		
		2	エネルギーー回収型産業物処理施設、 高効率二み発電施設の整備 (統廃合、建替)	A. 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、産業物処理法等の こと(又は、計画に具体的な記述があること) B. 住み継がれるまちづくりを 12. つくる責任 つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を	a: ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減 されていること(可能であれば、回収の上で資源化されること) b: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること c: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策 がとられていること d: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと e: 受注者における安全施工措置等を規定していること	a: ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減 されていること(可能であれば、回収の上で資源化されること) b: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること c: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策 がとられていること d: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと e: 受注者における安全施工措置等を規定していること		
		3	エネルギーー回収型産業物処理施設、 一般産業物処理施設等の設備整備 (有害物質の排出量削減によるもの。 施設整備の場合には統廃合、建替)	A. 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、産業物処理法等の こと(又は、計画に具体的な記述があること) B. 計画に沿った資源循環によるもの。 11. 住み継がれるまちづくりを 12. つくる責任 つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を	a: ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減 されていること(可能であれば、回収の上で資源化されること) b: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること c: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策 がとられていること d: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと e: 受注者における安全施工措置等を規定していること	a: ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減 されていること(可能であれば、回収の上で資源化されること) b: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること c: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策 がとられていること d: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと e: 受注者における安全施工措置等を規定していること		
		4	使用済製品等の適正なユースのための施設 ・設備又は資源(産業物)リサイクル・整備	A. 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、産業物処理法等の こと(又は、計画に具体的な記述があること) B. 計画に沿った資源循環によるもの。 11. 住み継がれるまちづくりを 12. つくる責任 つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を	a: ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減 されていること(可能であれば、回収の上で資源化されること) b: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること c: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策 がとられていること d: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと e: 受注者における安全施工措置等を規定していること	a: ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減 されていること(可能であれば、回収の上で資源化されること) b: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること c: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策 がとられていること d: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと e: 受注者における安全施工措置等を規定していること		

別紙		環境改善効果に関する レポート・イング項目			
No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるカタログによる影響削減策
小分類 (③)汚染物質の監視・除去事業等					
1	水質汚染物質・大気汚染物質・有害化学物質の監視施設整備	水質等汚染防止策への活用による生産性の促進		A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、規制法に基づく地方公共団体実行計画等の具体的な計画において、整備事業が位置づけられていない場合においては、該事業が位置づけられた場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 導入する設備で取得したデータを汚染防止に向けて活用する方針が定まっていること	a: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと ・測定機器の導入実績
2	有害排泄物の処理施設(堆肥センター) (家畜排泄物の整備等)	3. 全ての人に健康と福祉を 11. 住み継がれるまちづくり 14. 海の豊かさを守ろう 15. 隆の豊かさを守ろう		A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、規制法に基づく地方公共団体実行計画、水質等汚染防止法に基づく総量削減計画等の計画等による方針が位置づけられた場合において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画等に具体的な事業が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること) B: 事業の実施により、家畜排泄物の處理量が増加する等、排出源の削減が行われること。 C: 事業の実施により、地下水に流入する硝酸性窒素の量が低減すること。	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、・整備実績 b: 土壌汚染やアスペクト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられることがあること c: 惡臭対策(悪臭除去装置の設置等)がとられていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること
3	汚染土壌除去事業	汚染土壌の削減 汚染土壌由来の水質等汚染物質質量の削減		A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、規制法に基づく地方公共団体実行計画等の計画等による方針が位置づけられていない場合においては、該事業が位置づけられた場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業の実施により、汚染土壌が削減されること、又は、汚染土壌由来の水質汚染物質や大気汚染物質の排出量が低減すること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、・汚染土壤の除去量(t) b: 土壤汚染に対する対策がとられていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること
4	海洋汚染対策事業	3. 全ての人に健康と福祉を 11. 住み継がれるまちづくり 14. 海の豊かさを守ろう 15. 隆の豊かさを守ろう	海岸漂着物の除去量の増加 水質汚染物質質量の削減	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、規制法に基づく地方公共団体実行計画、海岸漂着物処理推進法に基づく「地盤・計画」等の計画等による方針が位置づけられていない場合においては、該事業が位置づけられた場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業の実施により、海岸漂着物の除去や赤潮発生の抑制、排出油の流出拠大防止等、海洋汚染被害の低減や水質の改善が図られることが想定されていること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、・海岸漂着物の除去量(t) b: 受注者における安全施工措置等を規定していること c: 水質汚染物質の削減量(t)

## 別紙

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるカタログによる影響に対する対策	環境改善効果に関するレポート一覧
<b>大分類 4. 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業</b>						
小分類 ①水産資源の保全・管理に関する事業						
1	干潟・浅場・藻場造成	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加	13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守るう 15. 陸の豊かさも守るう	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・造成面積 (ha) ・維持される水産資源の種類、水産資源量 (t)
2	魚礁の整備	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加	14. 海の豊かさを守るう 15. 陸の豊かさも守るう	A: 团体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・維持される水産資源の種類、水産資源量 (t)
3	増殖場造成	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加	14. 海の豊かさを守るう 15. 陸の豊かさも守るう	A: 团体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・造成面積 (ha) ・維持される水産資源の種類、水産資源量 (t)
4	河川環境整備(魚道設置等)	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加	14. 海の豊かさを守るう 15. 陸の豊かさも守るう	A: 团体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・維持される水産資源の種類、水産資源量 (t)
5	種苗生産施設整備	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加	14. 海の豊かさを守るう	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・種苗生産量 (尾)
6	水産技術開発施設整備	水産資源量の減少幅抑制、維持、増加	14. 海の豊かさを守るう	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、水産資源の保護事業に関する計画等の計画において、事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業の実施により、水産資源量の増加や維持、減少幅の抑制が見込まれること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・水産技術開発実績 ・維持される水産資源の種類、水産資源量 (t)

別紙		環境改善効果に関する レポート・リング項目			
No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるカーボン影響削減策
小分類 (2)森林資源の保全・管理に関する事業					
1 林道の整備	森林法等に基づく地盤分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地盤森林計画」及び市町村森林整備計画等の計画において事業の実施が位置づけられていること、林道整備実績延長(km) 公団体事業行計画「森林法に基づく地盤森林計画」及び市町村森林整備計画等の計画において事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を規定する旨の具体的な記述があること B: 当該林道の整備により適正な森林管理が実現するなど、持続可能な森林資源の保全・管理の観点から必要な事業であること	13. 気候変動に対する具体的な対策を 15. 隆の豊かさも守ろう	A: 国体の条例等に基づく地盤分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地盤森林計画」及び市町村森林整備計画等の計画において事業の実施が位置づけられていること、林道整備実績延長(km) 公団体事業行計画「森林法に基づく地盤森林計画」及び市町村森林整備計画等の計画において事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を規定する旨の具体的な記述があること B: 当該林道の整備により適正な森林管理が実現するなど、持続可能な森林資源の保全・管理の観点から必要な事業であること	a: 環境影響評価書の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・林道整備を利用して管理を行ふ森林の面積(ha) ・整備実績(箇所数、整備面積(ha))
2 間伐や植林等の森林整備(林道開設を除く)	森林吸収資源の確保 持続可能な森林資源の保全	13. 気候変動に対する具体的な対策を 15. 隆の豊かさも守ろう	A: 国体の条例等に基づく地盤分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地盤森林計画」及び市町村森林整備計画等の計画において事業の実施が位置づけられていること、林道整備実績延長(km) 公団体事業行計画「森林法に基づく地盤森林計画」及び市町村森林整備計画等の計画において事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を規定する旨の具体的な記述があること B: 当該間伐や植林等の森林整備により適正な森林管理が実現するなど、持続可能な森林資源の保全・管理の観点から必要な事業であること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の適用範囲、許容値等についての周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、当該田舎暮らしの使用実績 b: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む) ・当該田舎暮らしの使用実績
3 公共施設等における当該団体産木村による 木造化、木質化の推進	森林資源の循環利用の促進	13. 気候変動に対する具体的な対策を 15. 隆の豊かさも守ろう	A: 国体の条例等に基づく地盤分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地盤森林計画」及び市町村森林整備計画等の計画において事業の実施が位置づけられていること、林道整備実績延長(km) 公団体事業行計画「森林法に基づく地盤森林計画」及び市町村森林整備計画等の計画において事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を規定する旨の具体的な記述があること B: 当該施設の木造化又は木質化以外を、本小分类での資金用途としないこと ※施設の木造化又は木質化による部道削除、産木材を使用した事業であること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の適用範囲、許容値等についての周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、当該施設点における木材内容に關し、乱伐採につながらないよう、森林・林業を目的としたための入札の育成が図られること b: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c: 当該施設点における木材内容に關し、乱伐採につながらないよう、森林・林業の持続可能性にも配慮したものとなっていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・林業へ材質成プログラム受講人數
小分類 (3)自然资源管理に関する人材育成拠点整備事業					
1 持続可能な森林・林業を担う人材育成のための 拠点整備	持続可能な森林資源の保全	12. つくる責任、つかう責任 15. 隆の豊かさも守ろう	A: 国体の条例等に基づく地盤分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地盤森林計画」及び市町村森林整備計画等の計画において事業の実施が位置づけられていること、林道整備実績延長(km) 公団体事業行計画「森林法に基づく地盤森林計画」及び市町村森林整備計画等の計画において事業の実施が位置づけられない場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の具体的な記述があること B: わざや職務を担うための入札の育成が図られたこと	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の適用範囲、許容値等についての周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、当該施設点における木材内容に關し、乱伐採につながらないよう、森林・林業の持続可能性にも配慮したものとなっていること b: 土壌汚染やアスベスト等の有害廃棄物の飛散に対する対策がとられていること c: 当該施設点における木材内容に關し、乱伐採につながらないよう、森林・林業の持続可能性にも配慮したものとなっていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・林業從事者数

## 別紙

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるカガテイブな影響に対策	環境改善効果に関するレポート・イング項目
小分類 (4)緑化の推進事業						
1 公園の整備(緑地の創出)	緑地面積の増加	11. 住み継がれるまちづくりを実現すること、 13. 気候変動に具体的な対策を実現すること(記述があること)	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、港湾法に基づく基本計画において、事業が位置づけられていること B: 事業により、緑地面積が増加すること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされることは、 b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされることは、 b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	*緑化面積(ha) *整備面積(ha)
2 公共施設等の緑化	緑地面積の増加	11. 住み継がれるまちづくりを実現すること、 13. 気候変動に具体的な対策を実現すること(記述があること)	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、港湾法に基づく基本計画、都市緑地法に基づく基本計画等の計画において、事業が位置づけられていること B: 事業により、緑地面積が増加すること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされることは、 b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされることは、 b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	*緑化面積(ha) *整備面積(ha)
小分類 (5)自然公園の整備事業						
1 自然公園施設整備事業	自然環境の保全	11. 住み継がれるまちづくりを実現すること、 15. 隆の豊かさを守ろう	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、港湾法に基づく基本計画、自然公園法に基づく公園計画、及び利用拠点整備方針等の計画において、事業が位置づけられていること B: 事業により、利用者による自然環境保全を阻害する行為の防止が図られる等自然環境保全にかかる事業であることに	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされることは、 b: 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされることは、 b: 事業により動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	*整備面積(ha)、延長(km) *保全される動植物の種類、生息数
大分類 ⑨生物多様性保全に関する事業						
小分類 (1)野生生物の生息環境等整備事業						
1 湿地や珊瑚礁の保全に関する事業	湿地の動植物や珊瑚礁の保全	11. 住み継がれるまちづくりを実現すること、 15. 隆の豊かさを守ろう	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、自然環境の保護事業等、計画による事業が位置づけられていること B: 事業により、湿地の動植物や珊瑚礁の更なる保全が見込まれること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	*整備実績 *保全される動植物の種類、生息数
2 保護活動を行っている野生生物の生息環境整備	野生生物の保護や増殖	14. 海の豊かさを守ろう 15. 隆の豊かさを守ろう	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、鳥獣保護監理法に基づく鳥獣保護管理事業計画、「第一種特定鳥獣保護計画」及び「第二種特定鳥獣保護計画」、「第一種特定鳥獣保護計画」及び「第二種特定鳥獣保護計画」の計画において、事業の実施が位置づけられる場合において、事業者が位置づけられる場合は、計画による事業が位置づけられる場合でも、当該事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 当該野生生物の異なる保護や増殖につながることが見込まれること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	*整備実績 *野生生物の保護・増殖の実績
3 希少生物の保護・研究施設の整備	希少生物の保護や増殖	14. 海の豊かさを守ろう 15. 隆の豊かさを守ろう	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、鳥獣保護監理法に基づく鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画等の計画において、事業が位置づけられていること、又は、計画による事業が位置づけられる場合は、計画による事業をすすめ野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 当該希少生物の異なる保護や増殖につながることが見込まれること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	a: 事業により他の動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	*希少生物の保護・増殖の実績

## 別紙

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるカーボン影響に対策	環境改善効果に関するレポート一覧項目
小分類 (2)鳥獣や外来種による被害防止に関する事業						
1	鳥獣や外来種による被害防止に関する事業	生態系の保全		A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、鳥獣保護管理法及び特定鳥獣保護計画、「第一種特定の事業」の許可申請書等が位置づけられた環境分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること B: 事業により有害鳥獣等が見込まれること、事業目的が森林木産物の保護のみではないこと(図鑑)	a. 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされていること b. 事業にいたる他の割植物の生態系への悪影響がないよう、配慮・保全される動植物の種類、生息数 c. 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績
1	自然工法などによる景観に配慮した施設等整備事業	自然景観の保全		A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や景観法に基づき「景観計画」の位置づけられていること(又は、計画に具体的な事業を位置づける旨)、事業を位置づける旨の記述があること B: 事業により、自然景観の更なる保全が見込まれること	a. 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、事業にいたる他の割植物の生態系への悪影響がないよう、配慮・保全される動植物の種類、生息数 b. 事業にいたる他の割植物の生態系への悪影響がないよう、配慮・保全される動植物の種類、生息数 c. 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績
2	里山保全事業	自然景観の保全		A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や景観法に基づき「景観計画」の位置づけられること(又は、計画に具体的な事業を位置づける旨)、事業を位置づける旨の記述があること B: 里山の保全を通じ、自然景観の更なる保全が見込まれること	a. 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、事業にいたる他の割植物の生態系への悪影響がないよう、配慮・保全される動植物の種類、生息数 b. 事業にいたる他の割植物の生態系への悪影響がないよう、配慮・保全される動植物の種類、生息数 c. 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績
大分類 (3)公共交通機関の車両等整備事業						
1	鉄道事業(公営・第三セクター)の車両整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減		A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地方公共交通機関等の計画における整備事業の実施が位置づけられ、事業を位置づける旨の記述があること(又は、計画に具体的な事業を位置づける旨)、事業を位置づける旨の記述があること B: 導入する車両は、化石燃料を使用しないものであること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)
2	鉄道事業(公営・第三セクター)における施設(駅舎等)の整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減		A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地方公共交通機関等の計画における整備事業の実施が位置づけられ、事業を位置づける旨の記述があること(又は、計画に具体的な事業を位置づける旨)、事業を位置づける旨の記述があること B: 鉄道事業の運営に必要な施設であり、省エネ設備の導入等CO <sub>2</sub> 排出量の削減が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)
3	バス事業(公営・第三セクター)の車両整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減		A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地方公共交通機関等の計画における整備事業の実施が位置づけられ、事業を位置づける旨の記述があること(又は、計画に具体的な事業を位置づける旨)、事業を位置づける旨の記述があること B: 運用する車両は、電動車両、燃料電池自動車等であること (2026年までには、CO <sub>2</sub> 排出量が、1人あたり、1kmあたり50g以下)	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ、交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・導入実績(台数) ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)

## 別紙

No.	クリーン関連事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるガバナンス影響に対策	環境改善効果に関するレポート・イング項目	
小分類 (2)電動車の普及拡大に関する事業				A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、対応法に基づく地 方公共団体実行計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられ ていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられていない場合でも、該 事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること) B: 進入する車両は、電動車、燃料電池自動車等のいずれかであること (2025年までは、CO <sub>2</sub> 排出量が、1人あたり、1kmあたり50g以下)	a: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと b: 準入室積(台数) CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)	・準入室積(台数) ・CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)	
1	公用車の電動車化	CO <sub>2</sub> 排出量の削減		9. 産業と技術革新の基盤をつくる 11. 住み継がれるまちづくりを 12. つくる責任、つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、対応法に基づく地 方公共団体実行計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられ ていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられていない場合でも、該 事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること) B: 事業により、電気自動車の普及につながることが見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・電気自動車の普及台数(台) CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)
2	電気自動車の充電設備整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減		9. 産業と技術革新の基盤をつくる 11. 住み継がれるまちづくりを 12. つくる責任、つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、対応法に基づく地 方公共団体実行計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられ ていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられていない場合でも、該 事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること) B: 事業により、燃料電池自動車の普及につながることが見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・燃料電池自動車の普及台数(台) CO <sub>2</sub> 排出削減量(t-CO <sub>2</sub> /年)
3	水素ステーションの整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減		9. 産業と技術革新の基盤をつくる 11. 住み継がれるまちづくりを 12. つくる責任、つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、対応法に基づく地 方公共団体実行計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられ ていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられていない場合でも、該 事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること) B: 事業により、燃料電池自動車の普及につながることが見込まれること	a: 自転車の安全走行に事故回避のための配慮がなされていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・整備延長(km)
小分類 (3)クリーンな移動手段の活用推進に関する事業				11. 住み継がれるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、対応法に基づく地 方公共団体実行計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられ ていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられていない場合でも、該 事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること) B: 事業により、自転車利用者人口の増加が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績
1	自転車走行空間の整備	CO <sub>2</sub> 排出量の削減		11. 住み継がれるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、対応法に基づく地 方公共団体実行計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられ ていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられていない場合でも、該 事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること) B: 事業により、公共交通機関の利用推進につながることが見込まれること	a: 自転車の安全走行に事故回避のための配慮がなされていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績
2	ハーキュアンドライバーのための施設設備する事業	CO <sub>2</sub> 排出量の削減		11. 住み継がれるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、対応法に基づく地 方公共団体実行計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられ ていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられていない場合でも、該 事業を含む分野における取組を推進する旨の全体的な記述があること) B: 事業により、公共交通機関の利用推進につながることが見込まれること	a: 自転車走行空間の整備等を規定していること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績
小分類 (4)カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に係る事業				7. エネルギーをみんなに、そして クリーンに 9. 産業と技術革新の基盤をつくる 11. 住み継がれるまちづくりを 12. つくる責任、つかう責任	A: 「CNP形成計画」に位置づけられていること(又は「CNP形成計画」策定に 向けた協議会等において計画が進められており、CNP形成に向けた事業の 必要性が説明可能であること) B: 事業の実施により、消費電力及び温室効果ガス排出量の低減が見込まれること C: CNP内で使用する輸送機器の使用燃料が化石燃料ではないこと	・CNP形成計画の対象となる事業については、事後評価とあわ せて適切な環境保全措置が実施されていること b: 水質汚染やアスベスト等の有害廃棄物の漏散に対する対策 がとられていること c: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・エネルギー削減量(kWh) ・エネルギー消費量の削減 CO <sub>2</sub> 排出量の削減
1	カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に係る事業						

別紙		No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるカタログによる影響に対する対策	環境改善効果に関するレポート一覧項目
<b>大分類 7. 持続可能な水資源管理に関する事業</b>								
小分類 ①上水道施設の整備事業								
1	(高効率設備の導入、設備のダウナシング等によるエネルギー効率の改善)	上水道施設の整備 (上水道設備の維持・点検、設備のエネルギー効率の改善)	6. 安全な水とトイレを世界中に 13. 気候変動に具体的な対策をもつて実現すること	エネルギー消費量の削減	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温排水法に基づく「地方公共団体実行計画」、「都道府県水道基盤強化計画」、「都道府県水道基盤強化計画」、「都道府県水道事業ビジョン」等の計画等において、整備事業の実施が位置づけられたこと(又は、計画に具体的な事業が位置づけられる旨の全部的な記述があること) B: 事業により、消費電力が低減すること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・供用区域人口 ・消費電力削減量(kWh)
2	(浸水対策、土砂災害対策としての砂防堰整備等)	上水道施設の維持・点検 (上水道設備のエネルギー効率の改善)	6. 安全な水とトイレを世界中に 13. 気候変動に具体的な対策をもつて実現すること	エネルギー消費量の削減	A: 团体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温排水法に基づく「地方公共団体実行計画」、「水道法」に基づく「水道基盤強化計画」、「都道府県水道基盤強化計画」、「都道府県水道事業ビジョン」等の計画等において、整備事業の実施が位置づけられたこと(又は、計画に具体的な事業が位置づけられる旨の全部的な記述があること) B: 事業により、消費電力が低減すること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・供用区域人口 ・消費電力削減量(kWh)
3	(浸水対策、土砂災害対策としての砂防堰整備等)	災害時の安定的な水道水の供給	6. 安全な水とトイレを世界中に 13. 気候変動に具体的な対策をもつて実現すること	エネルギー消費量の削減	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温排水法に基づく「地方公共団体実行計画」、「水道法」に基づく「水道基盤強化計画」、「都道府県水道基盤強化計画」、「都道府県水道事業ビジョン」等の計画等において、整備事業の実施が位置づけられたこと(又は、計画に具体的な事業が位置づけられる旨の全部的な記述があること) B: 事業により、風水害や土壤災害による被害が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとされていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとされていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・供用区域人口 ・消費電力削減量(kWh)
<b>大分類 8. 気候変動に対する適応に関する事業</b>								
小分類 ②風水害対策事業								
1	河川護岸の整備(堤防、堰堤の改修等)	11. 住み継がれるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策をもつて実現すること	水害による人的・物的被害の減少	A: 地方財政法第32条の5の11に規定する後楽に関する個別計画に整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画に具体的な事業が位置づけられる旨の全部的な記述があること) B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとされていること c: 事業にヒト動物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとされていること c: 事業にヒト動物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・整備距離(km) ・整備面積(ha) ・浸水想定区段面積の減少幅等	
2	河川の堆積土砂撤去	11. 住み継がれるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策をもつて実現すること	水害による人的・物的被害の減少	A: 地方財政法第32条の5の11に規定する後楽に関する個別計画に整備事業の実施が位置づけられていること B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水害による人的・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとされていること c: 事業にヒト動物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとされていること c: 事業にヒト動物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績 ・整備距離(km) ・整備面積(ha) ・堆積土量(m) ・浸水想定区段面積の減少幅等	

**別紙**

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるガバナンス影響に対策	環境改善効果に関するレポート一覧項目
3	河川の沿岸	水害による人的・物的被害の減少	11. 住み継ぐられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画 に具体的な事業が位置づけられない場合は、当該事業を「計画における取組 による取組を位置づける旨の全体的な記述があること」)  B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水 害による入浴・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業による動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がな されていること d: エンジニアにおける安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む) ・整備距離(km) ・整備面積(ha) ・浸水想定区段面積の減少幅等
4	放水路の整備	水害による人的・物的被害の減少	11. 住み継ぐられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画 に具体的な事業が位置づけられない場合は、当該事業を「計画における取組 による取組を位置づける旨の全体的な記述があること」)  B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水 害による入浴・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業による動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がな されていること d: エンジニアにおける安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む) ・整備距離(km) ・整備面積(ha) ・浸透水量(m³/hr)
5	道路整備(排水性・透水性舗装、緊急輸送道路)	水害による人的・物的被害の減少	11. 住み継ぐられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画 に具体的な事業が位置づけられない場合は、当該事業を「計画における取組 による取組を位置づける旨の全体的な記述があること」)  B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水 害による入浴・物的被害の減少が見込まれること ※道路の筋形は基本的に非直線となるため、緊急輸送道路を新設する場合 は、以下の条件を満たす必要があります。 ・他の代替輸送手段がないこと ・当該地域で発生される災害の状況から、当該道路の利用につき緊急性が 認められること ・当該道路を利用した救助等により被害を軽減できること	a: 事業による取組を位置づける旨の全体的な記述があること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業による動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がな されていること d: エンジニアにおける安全施工措置等を規定していること e: エンジニアにおける安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む) ・整備距離(km) ・整備面積(ha) ・浸透水量(m³/hr)
6	治水ダムの整備	水害による人的・物的被害の減少	11. 住み継ぐられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画 に具体的な事業が位置づけられない場合は、当該事業を「計画における取組 による取組を位置づける旨の全体的な記述があること」)  B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水 害による入浴・物的被害の減少が見込まれること ※水力発電用途のダム整備は対象外である。	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業による動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がな されていること d: エンジニアにおける安全施工措置等を規定していること e: エンジニアにおける安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む) ・整備距離(km) ・整備面積(ha) ・浸透水量(m³/hr)
7	農業水利施設(排水機場等)の整備	水害による人的・物的被害の減少	11. 住み継ぐられるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画 に具体的な事業が位置づけられない場合は、当該事業を「計画における取組 による取組を位置づける旨の全体的な記述があること」)  B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水 害による入浴・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業による動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がな されていること d: エンジニアにおける安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む) ・整備距離(km) ・整備面積(ha) ・浸透水量(m³/hr)

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるカーボン影響削減策 環境改善効果に関する レポート一覧項目
8	流域のボトルネック箇所の鉄道接続整備等	水害による人的・物的被害の減少	11. 住み継がれるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画 に具体的な事業が位置づけられない場合でも、当該事業を旨とする記述があること) B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水 害による入浴・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業により動物の生態系への悪影響がないよう、配慮がな されていること d: 愛注者における安全施工措置等を規定していること
9	河川管理施設の長寿命化(閉門装置整備等)	水害による人的・物的被害の減少	11. 住み継がれるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画 に具体的な事業が位置づけられない場合でも、当該事業を旨とする記述があ ること) B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水 害による入浴・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業により動物の生態系への悪影響がないよう、配慮がな されていること d: 愛注者における安全施工措置等を規定していること
10	洪水調節施設(調節池、調整池、ため池等)の整備	水害による人的・物的被害の減少	11. 住み継がれるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画 に具体的な事業が位置づけられない場合でも、当該事業を旨とする記述があ ること) B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと c: 愛注者における人浴・物的被害の減少が見込まれること
11	(風水害時の被害の軽減を目的としたもの)	風水害による人の・物的被害の減少	11. 住み継がれるまちづくりを 13. 気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画 に具体的な事業が位置づけられない場合でも、当該事業を旨とする記述があ ること) B: 事業により、風水害による人の・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 整備実績(箇所数含む) c: 整備距離(km)

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるカーボンフットプリント削減量(箇所数含む)
12	信号機への非常用電源行灯装置の整備	11.住み継がれるまちづくりを 風水害による人の・物的被害の減少 13.気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画に基づく地域気候変動適応計画 B: 事業により、円滑な避難が可能となるなど、風水害による人の・物的被害 の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 交換前の機器や設備の不適正処理による影響がないこと c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む)
13	河川情報基盤(雨量計、河川監視カメラ、雨水収集・処理機器) 等の機器設置	11.住み継がれるまちづくりを 風水害による人の・物的被害の減少 13.気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画に基づく地域気候変動適応計画 B: 事業により、的確な避難判断に資するなど、風水害による人の・物的被害 の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 交換前の機器や設備の不適正処理による影響がないこと c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む)
14	災害時の避難場所となる。 広域防災拠点整備事業	11.住み継がれるまちづくりを 風水害による人の・物的被害の減少 13.気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく地 方公共団体実行計画に基づく地域気候変動適応計画 B: 事業により、円滑な避難が可能となるなど、風水害による人の・物的被害 の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む)
15	下水道施設(雨水開栓)の整備 (雨水排水施設・雨水急流差込栓の整備、 ポンプの増設や高効率ポンプ導入等)	11.住み継がれるまちづくりを 水害による人の・物的被害の減少 13.気候変動に具体的な対策を	A: 国体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、下水道事業に明す る総合的計画、下水道施設等の計画 B: 事業により、ハザードマップ上の浸水想定面積や被害戸数の減少等、水 害による人の・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等 の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされ ていること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 受注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む)

## 別紙

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるガバナンス影響に対策	環境改善効果に関するレポート・イング項目
小分類 (2)高潮・高波対策事業						
1	海岸保全施設(護岸、堤防、突堤、水門、排水施設の整備、防潮堤・嵩上げ等)の整備	11.住み継がれるまちづくりを高調・高潮による被害の減少 13.気候変動に具体的な対策を		A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画に具体的の事業が位置づけられる場合でも、当該事業と旨の記述があること) B: 事業により、高潮による浸水想定面積や被害戸数の減少等、人的・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等で規制がされていること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業によい動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む) ・整備距離(km) ・整備面積(ha) ・浸水想定面積や被害戸数の減少等の防災効果(見込み)
2	港湾・漁港施設(岸壁等)の整備	11.住み継がれるまちづくりを高調・高潮による被害の減少 13.気候変動に具体的な対策を		A: 团体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画に具体的の事業が位置づけられる場合でも、当該事業と旨の記述があること) B: 事業により、高潮による浸水想定面積や被害戸数の減少等、人的・物的被害の減少が見込まれること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等で規制がされていること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業によい動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む) ・整備距離(km) ・整備面積(ha) ・浸水想定面積や被害戸数の減少等の防災効果(見込み)
小分類 (3)土砂災害対策事業						
1	砂防施設(砂防堰堤、深流保全工等)の整備	11.住み継がれるまちづくりを高調・高潮による被害の減少 13.気候変動に具体的な対策を		A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画に具体的の事業が位置づけられる場合でも、当該事業と旨の記述があること) B: 事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	a: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること b: 事業によい動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む)
2	治山施設(治山ダム、流域工等)の整備	11.住み継がれるまちづくりを高調・高潮による被害の減少 13.気候変動に具体的な対策を		A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画に具体的の事業が位置づけられる場合でも、当該事業と旨の記述があること) B: 事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	a: 地盤影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業によい動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む)
3	保安林の整備	11.住み継がれるまちづくりを高調・高潮による被害の減少 13.気候変動に具体的な対策を		A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画に具体的の事業が位置づけられる場合でも、当該事業と旨の記述があること) B: 事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	a: 地盤影響評価の対象となる事業については、事後評価とあわせて適切な環境保全措置が実施されていること b: 事業によい動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む)
4	急傾斜地崩壊対策事業(擁壁工、法面工の整備等)・地すべり対策事業の実施	11.住み継がれるまちづくりを高調・高潮による被害の減少 13.気候変動に具体的な対策を		A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地 方公共団体実行計画」、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること(又は、計画に具体的の事業が位置づけられる場合でも、当該事業と旨の記述があること) B: 事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	a: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること b: 事業によい動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること c: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む)

## 別紙

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるガバナンスの影響に対策	環境改善効果に関するレポートイング項目
5	道路の法面対策・落石防止事業の実施	土砂災害による人的・物的被害の減少	11.住み継ぐられるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、「整備事業の実施が位置づけられていること」(又は、「計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていない場合でも、当該事業を旨とする旨の全体的な記述があること」) B: 事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	a: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること b: 事業によるもの c: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む)
6	砂防情報基盤(降雨量等の情報収集・処理機器)整備事業	土砂災害による人的・物的被害の減少	11.住み継ぐられるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を	A: 团体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、「整備事業の実施が位置づけられていること」(又は、「計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていない場合でも、当該事業を旨とする旨の全体的な記述があること」) B: 事業により、土砂崩れ等による人的・物的被害の減少が見込まれること	a: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと a: 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響がないこと	・整備実績(箇所数含む)
小分類 ④気候変動に備えた農林水産業の研究開発事業						
1	農産物品種や農産物生産技術の開発施設の整備	気候変動により影響を受ける農産物の生産維持・拡大	13.気候変動に具体的な対策を 15.陸の豊かさも守ろう	A: 団体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、「整備事業の実施が位置づけられていること」(又は、「計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていない場合でも、当該事業を旨とする旨の全体的な記述があること」) B: 事業により、気候変動に適応した技術の研究開発の進展が見込まれること・持・拠・つながること	a: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること b: 事業によるもの c: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・施設・機器整備件数 ・品種開発数 ・農産物生産技術開発研究数
2	水産業研究施設の整備	気候変動により影響を受ける水産物の生産維持・拡大	13.気候変動に具体的な対策を 14.海の豊かさを守ろう	A: 团体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、「整備事業の実施が位置づけられていること」(又は、「計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていない場合でも、当該事業を旨とする旨の全体的な記述があること」) B: 事業により、気候変動に適応した技術の研究開発の進展が見込まれること・持・拠・つながること	a: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること b: 事業によるもの c: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・施設・機器整備件数 ・生産が維持できる水産物の種類
3	水産動植物の種苗生産施設の整備	気候変動により影響を受ける水産物の生産維持・拡大	13.気候変動に具体的な対策を 14.海の豊かさを守ろう	A: 团体の条例等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、「整備事業の実施が位置づけられていること」(又は、「計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていない場合でも、当該事業を旨とする旨の全体的な記述があること」) B: 事業により、気候変動により影響を受ける水産物の生産維持・拠・つながること	a: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること b: 事業によるもの c: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・施設・機器整備件数 ・種苗生産が継続的にとなった水産動植物の種類

## 別紙

No.	クリーン開運事業	環境面での便益	関連するSDGs	個別事業の適合性判断要件	想定されるカーボンフットプリント削減策	環境改善効果に関するレポート一覧項目
小分類 ⑤気温上昇対策事業						
1	ヒートアイランド現象に伴う異熱対応（道路等の遮熱性・保水性の向上）	遮熱効果や保水効果の向上 11.住み継がれるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を	公的団体等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、「地域気候変動適応計画」(又は、計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること)、当該事業を旨とする旨の全体的な記述があること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされないこと b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業に伴う動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされないこと b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業に伴う動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む) ・整備延長(km)
2	都市におけるクールスポットの創出	遮熱効果や保水効果の向上 11.住み継がれるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を	公的団体等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」、「地域気候変動適応計画」(又は、計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられていること)、当該事業を旨とする旨の全体的な記述があること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされないこと b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業に伴う動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされないこと b: 水質汚濁や土壤汚染に対する対策がとられていること c: 事業に伴う動植物の生態系への悪影響がないよう、配慮がなされていること d: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績(箇所数含む) ・整備延長(km)
大分類 ⑥グリーンビルディングに関する事業						
小分類 ⑦グリーンビルディングに関する事業						
1	公共施設等の新築・改修 (環境に関する認証を取得するもの)	エネルギー消費量の削減 7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 9.産業と技術革新の基盤をつくる 11.住み継がれるまちづくりを 13.気候変動に具体的な対策を	公的団体等に基づく環境分野の総合的な計画や、温対法に基づく「地方公共団体実行計画」等の計画において、整備事業の実施が位置づけられること(又は、計画等の計画において、整備事業の実施が位置づけられること)、当該事業を旨とする旨の全体的な記述があること B: 整備対象の施設が、CASBEE認証(B++以上)、LEED認証(SILVER以上)、又はBELS認証(星3つ以上)の環境認証を取得する見込みであること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされないこと b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	a: 工事に伴う騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法等の遵守、近隣への周知徹底、理解を得ながらの事業実施がされないこと b: 愛注者における安全施工措置等を規定していること	・整備実績名 ・整備する環境認証(CASBEE、LEED等の取得状況 ・年間の一次エネルギー消費量

※大分類・小分類については、環境省策定の「グリーンボンドガイドライン(2022年版)」に沿ったものとしています。